

(1)-4 法改正実態：営業秘密法、公平取引法、半導体集積回路の回路配置保護法：

主題	説明
営業秘密法	法改正なし (200804 以降)
集積回路配置保護法	法改正なし (200804 以降)
公平取引法	98.2.24. 公法字第 0980001569 号告示 修正「行政院公平交易委員會の技術授權協議案件に対する処理原則修正規定」

行政院公平交易委員會の技術授權協議案件に対する処理原則修正規定

- 90.1.18. 第 481 回委員會議制定
90.1.20. (90) 公法字第 00222 号告示
94.1.13. 第 688 回委員會議にて名称、前言、第 1 点、第 2 点、第 4 点及び第 8 点修正
94.2.24. 公法字第 0940001290 号告示
94.8.26. 公法字第 0940006979 号で第 6 点修正告示
96.4.26. 第 807 回委員會議にて全文修正
96.5.8. 公法字第 0960003850 号告示
98.2.4. 第 900 回委員會議にて全文修正
98.2.24. 公法字第 0980001569 号告示

一、(目的)

行政院 公平交易委員會 (以下本委員會という) は、技術ライセンス案件の処理にあたり、公平交易法の関連規範を具体化し、運用基準のさらなる明確化を期し、業者の遵守と関連案件処理に資するよう、本処理原則を定める。

二、(名詞定義)

- (一) 本処理原則において技術許諾協定 (ライセンス協定) とは、特許実施許諾、ノウハウ実施許諾、または特許及びノウハウの混合実施許諾に関するライセンス協定をいう。
(二) 本処理原則において特許とは、我国「専利法」により取得された特許または実用新案をいう。我国において特許・実用新案を取得していないものにつきなされたライセンス協定で、我国の特定の市場に対し競争の制限若しくは不公正競争の影響を生ぜしめる場合については、本処理原則の規定を準用する。
(三) 本処理原則においてノウハウ (専門技術) とは、方法、技術、製造工程、配合方法、プログラム、設計またはその他生産、販売若しくは経営に用いることのできる情報で、以下の要件に適合するものをいう。
1、一般の当該種類の情報に関わる者に、知られていないもの
2、その秘密性により実際のまたは潜在的な経済価値を有するもの
3、所有者がすでに合理的な秘密保護措置をとっているもの
(四) 本処理原則にいう「商品」は、役務を含むものとする。

三、(基本原則)

本委員會の技術ライセンス協定案件の審理は、ライセンサーが特許またはノウハウを有することにより、その特定の市場において市場力 (market power) を有すると推定するものではない。

四、(本処理原則の審査判断の順序)

- (一) 本委員會の技術ライセンス協定案件の審理は、先ず公平交易法第 45 条規定による審査をするものとするが、形式上専利法などに基づく権利行使の正当行為であっても、実質上特許権などの正当な権利の行使範囲を超え、専利法などの発明創作の保障の立法趣旨に違背するときには、公平交易法及び本処理原則により処理をしなければならない。
(二) 本委員會の技術ライセンス協定案件の審理は、ライセンス協定の形式若しくは用語の拘束を受けるものではなく、技術ライセンス協定が以下の特定市場 (relevant markets) に対し、生ずる可能性のある又は実際に生ずる競争の制限または不公正競争の影響に重点を置くものとする。
1、ライセンス技術を利用し製造または提供した商品の属する「商品市場」 (goods markets)
2、当該特定技術と代替性を有することにより範囲の画される「技術市場」 (technology markets)
3、商品の研究開発に従事する可能性をもって範囲の画される「革新市場」 (innovation markets)
(三) 本委員會の技術ライセンス協定案件の審理は、関連ライセンス協定内容の合理性を考慮するだけでなく、以下の事項を斟酌しなければならない。
1、ライセンサーがライセンス技術について有する市場力
2、ライセンス協定当事者の特定市場における市場地位及び市場状況
3、ライセンス協定が増加させた技術の利用機会と競争排除効果の影響の程度
4、特定市場への進出の難易度
5、ライセンス協定の制限期間の長短

6、特定ライセンス技術市場の国際慣例または業界慣例

五、（公平交易法に違反しない事項の例示）

技術ライセンス協定が以下の事項についてした取決めは、公平交易法の競争の制限または不公正競争の規定に違反するものではないものとする。ただし、前述三、四により審査斟酌し不当であるとされた場合は、この限りでない。

- (一) ライセンシーの実施範囲を製造、使用または販売に限るとする制限条項。
- (二) 特許の有効期間内において、ライセンス協定に対してした期間の制限。ノウハウがライセンサーに帰責できない事由において、ライセンスしたノウハウが営業秘密性を喪失するにいたったもので、公開される以前にされたライセンス協定期間の制限も同様とする。
- (三) ライセンス技術が製造過程の一部分である若しくは部品に属するものであり、計算上の便宜のため、ライセンス技術の使用により生産した最終商品の製造、販売量またはライセンス技術商品製造に必要な原料、部品の使用量若しくは使用回数をもって、ライセンス費用の計算基準とすること。
- (四) 特許ライセンス費用は分割払い又は実施後の後払いにより支払いするとした場合、ライセンシーが特許存続期間の満了後もその使用したライセンス技術の実施費用を支払わなければならないと取決めしたこと。ライセンサーに帰責できない事由によりノウハウが公開されても、ライセンシーは約定に基づいてライセンス費用を、継続して支払わなければならないとした場合。
- (五) 技術ライセンス協定が、ライセンシーは改良技術または新しい応用の方法を非独占方式により原ライセンサーにライセンス許諾すると取決めしたこと。
- (六) 技術ライセンス協定が、ライセンシーはその最大の努力を尽くしライセンス商品を製造、販売するよう取決めしたこと。
- (七) ノウハウライセンス協定が、ライセンシーはライセンス期間またはライセンス協定満了後も、営業秘密性を有するノウハウに対し秘密保持義務を有すると取決めしたこと。
- (八) ライセンサーがライセンス費用の最低収入を確保するため、ライセンサーがライセンシーに、ライセンス技術を利用した商品製造の最低量、ライセンス技術の最低使用回数または商品販売についての最低量を要求する取決めをしたこと。
- (九) ライセンス技術が一定の効能に達するようにしライセンス商品に一定の品質を維持させるために必要な範囲において、ライセンサーがライセンシーに対し、ライセンス技術の商品、原材料、部品などについて一定の品質を維持する義務があるとする事。
- (十) ライセンシーはライセンス技術について、その移転または再許諾行為をしてはならないとすること。
- (十一) ライセンスの特許が有効であるまたはライセンスのノウハウが営業秘密となっていることを前提とし、ライセンシーはライセンス協定満了後ライセンス技術を継続実施はできないとすること。

六、（技術ライセンス協定制限事項の例示）

競争関係にある技術ライセンス協定当事者間において、契約、協定またはその他の方式の合意をもって、共同でライセンス商品の価格決定または数量、取引対象、取引地域、研究開発領域等の制限をし、相互に当事者間の事業活動を制約し、特定市場の機能に影響を与える場合は、技術ライセンス協定当事者はこれを行うことができない。

技術ライセンス協定の内容が、次に掲げる各号の一に該当し、特定市場に対し競争の制限または公正な競争を妨げる虞のある場合は、ライセンス協定の当事者はこれを行うことができない。

- (一) 技術ライセンス協定期間または期間満了後、ライセンシーが、競争商品の研究開発、製造、使用、販売、もしくは競争技術の採用について行うことを制限すること。
- (二) 顧客を隔離する目的で、または許諾範囲と関係がなく、ライセンシーの技術使用範囲若しくは取引対象を制限すること。
- (三) ライセンシーに、その必要としない特許若しくはノウハウの購入、受入れまたは使用を強制すること。
- (四) ライセンシーに、ライセンスを受けた特許若しくはノウハウについてした改良を、独占の方式をもってライセンサーにフィードバックすることを強制すること。
- (五) ライセンスした特許が消滅した後、若しくはノウハウがライセンシーに帰責できない事由により公開された後において、ライセンサーがライセンシーの当該技術の自由使用を制限すること、またはライセンシーにライセンス実施費用の支払いを要求すること。
- (六) ライセンシーのその製造、生産したライセンス商品について、第三者への販売価格を制限すること。
- (七) ライセンシーのライセンス技術の有効性について論議することを制限すること。
- (八) ライセンシーにライセンスした特許の内容、範囲または有効期限等の情報の提供を拒否すること。
- (九) 特許ライセンス協定が、特許の有効期間内において、我国の領域内でライセンス地域の区分制限をすること。ノウハウライセンス協定が、ライセンサーに帰責できない事由によりライセンスしたノウハウが営業秘密性を喪失したもので、公開される前のノウハウに対する区域制限も、同様とする。
- (十) ライセンシーの商品製造若しくは販売に上限を設け、またはその特許、ノウハウ使用回数に上限を設け制限すること。

- (十一)ライセンシーに、必ずライセンサー若しくはその指定する者を通して販売をするよう要求すること。
(十二)ライセンシーのライセンス技術使用の有無を問わず、ライセンサーがライセンシーの特定の商品の製造若しくは販売量により、ライセンシーにライセンス実施費用を支払うよう要求すること。

技術ライセンス協定のライセンサーがライセンシーに対し、原材料、部品などをライセンサー若しくはその指定する者から購入するよう要求するもので、ライセンス技術を一定の効能に達するようにしライセンス商品の商標の信用評判を維持またはノウハウの秘密性を保持するための合理的で必要な範囲のものではなく、特定市場において競争の制限または公正な競争を妨げる虞を有する場合は、ライセンス協定の当事者はこれを行うことができない。

技術ライセンス協定が正当な理由なく、取引条件、ライセンス実施費用等について、ライセンシーに対し差別待遇をする行為が、特定市場において競争の制限または公正な競争を妨げる虞を有する場合は、ライセンス協定の当事者はこれを行うことができない。

七、（法律効果）

技術ライセンス協定の当事者が独占的事業者であり、第六点に例示された態様に違反したときは、公平交易法第十条の違反に該当する可能性がある。

事業者が、第六点第一項に違反したときは、公平交易法第十四条の違反に該当する。

事業者が第六点第二項に違反したときは、公平交易法第十九条第六号の違反に該当する。

事業者が第六点第三項に違反したときは、成公平交易法第十九条第一号または第六号の違反に該当する可能性がある。

事業者が第六点第四項に違反したときは、公平交易法第十九条第二号の違反に該当する可能性がある。